

1 事業名

所沢市犯罪被害者等支援条例の制定

2 事業の概要

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、犯罪被害者等を支え合う地域社会の形成に寄与することを目的として、条例を定めるものである。

3 他自治体の類似する政策等

埼玉県内の63自治体中39自治体において、犯罪被害者等支援条例が制定されており、そのうち、34自治体で経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的とした見舞金制度を導入している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

・パブリックコメント手続

実施期間 令和5年10月2日～31日

意見提出者数 2人

意見数 3件

5 関係法令、基本計画との整合性

犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・ 犯罪被害者等の支援体制のイメージ

<犯罪被害者等の支援体制のイメージ>

